

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月14日提出
【計算期間】	第9特定期間（自 2019年2月15日 至 2019年8月14日） アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型） 第9期計算期間（自 2019年2月15日 至 2019年8月14日） アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）
【ファンド名】	アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型） アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-6113
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの特色

1 米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものも含まれます。）されている株式等（「インカム・エクイティ」）を実質的な主要投資対象とします。

- ファンドにおいて、「インカム・エクイティ」とは相対的に好利回りが期待できる以下の投資カテゴリーをさします。
- 各投資カテゴリーへの投資比率は投資環境に応じて変更します。

投資カテゴリー

好配当株式	インフラ関連セクターおよびエネルギー関連セクター以外の企業が発行する相対的に配当利回りの高い株式です。
インフラ関連好配当株式	道路、空港、橋、水等の産業および生活基盤となるインフラ設備の建設や所有、サービスの提供を通じて、安定したキャッシュフローを生み出す企業が発行する相対的に配当利回りの高い株式です。
リート (不動産投資信託)	投資家から資金を集め、様々な不動産等に投資を行い、そこから得られた賃貸収入や不動産の売却益を投資家に配当として分配します。
優先株式／ 優先リート	普通株式や普通リートがもつ経営に参加する権利（議決権）がない一方で、配当の支払いや残余財産の分配は優先されます。一般的に普通株式や普通リートより高い利回りになる傾向があります。
MLP (Master Limited Partnership) および エネルギー関連 好配当株式	エネルギー資源の輸送・貯蔵施設等に投資する共同投資事業形態（MLP）および石油、ガス、電力等の開発・所有・供給を行うエネルギー関連企業（公益企業を含む）が発行する相対的に配当利回りの高い株式です。 【MLPの仕組みのイメージ図】
BDC (Business Development Companies)	主に未上場の中小企業等への投融資を行う投資法人です。投融資から得た利益等が主な収益源となります。BDCの多くが米国の金融商品取引所に上場されています。 【BDCの仕組みのイメージ図】

* 上記は投資カテゴリーの特徴について説明したものであり、すべての特徴や性質を記載したものではありません。
また、上記投資カテゴリーについては将来見直す場合があります。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ[※]方式で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。
投資信託証券を、以下「投資信託」と記載します。

- 運用は主として、米国のインカム・エクイティを主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「TCWファンズ-TCWマルチインカムUSエクイティ・ファンド」（以下「投資対象ファンド」）への投資を通じて行います。
- 投資対象ファンドの運用は、TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー（以下「TCW」）が行います。
- 国内籍投資信託「CAMマネーブルファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。

3 毎月決算型と年2回決算型があります。

- （毎月決算型）は、毎決算時（原則として毎月14日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
- （年2回決算型）は、毎決算時（原則として毎年2月および8月の各14日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
 - ◆ 分配対象額
経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
 - ◆ 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ◆ 留保益の運用方針
特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

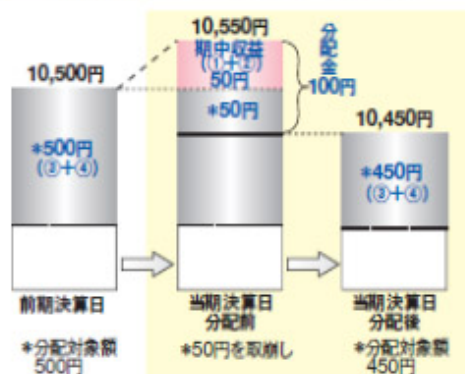
投資信託で分配金が支払われるイメージ



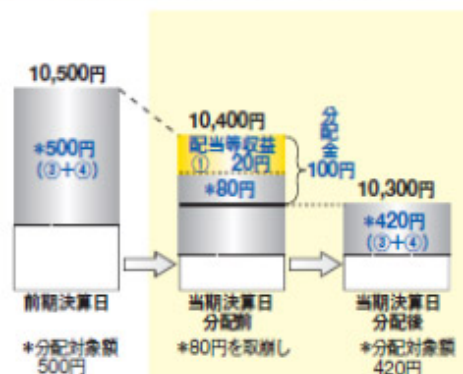
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

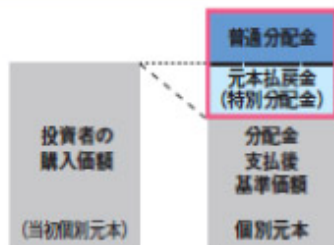


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

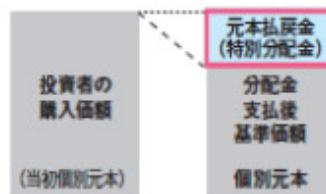
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／資産複合に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表（毎月決算型）／（年2回決算型）共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
		欧州		
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、不動産投 信、その他資産)資産 配分変更型))※	日々	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)		
		エマージング		
	その他 ()			

属性区分表（年2回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年4回	北米		
		欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、不動産投 信、その他資産)資産 配分変更型))*	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ 中近東(中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()			

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、不動産投信、その他資産）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、不動産投信、その他資産）を投資対象とし、組入比率については、機動的な運用を行う旨の記載あるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、不動産投信、その他資産）資産配分変更型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ 信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

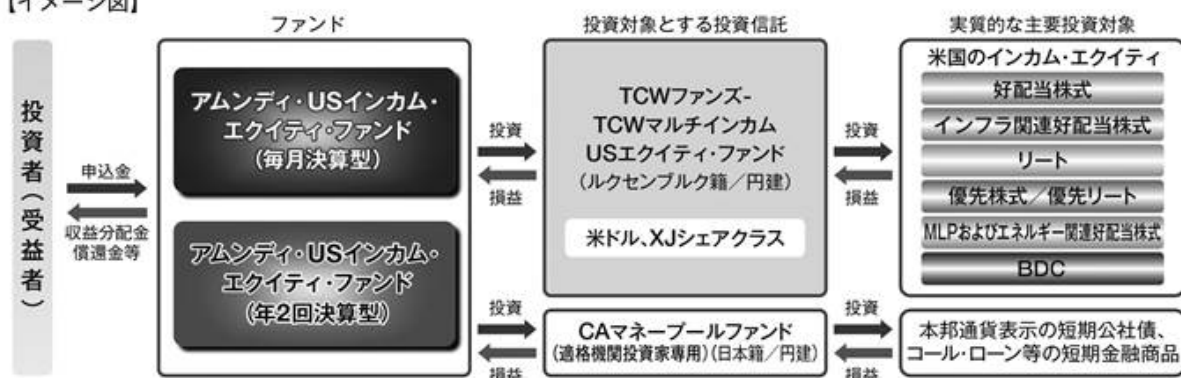
2015年3月20日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンドの仕組みは、以下の通りです。

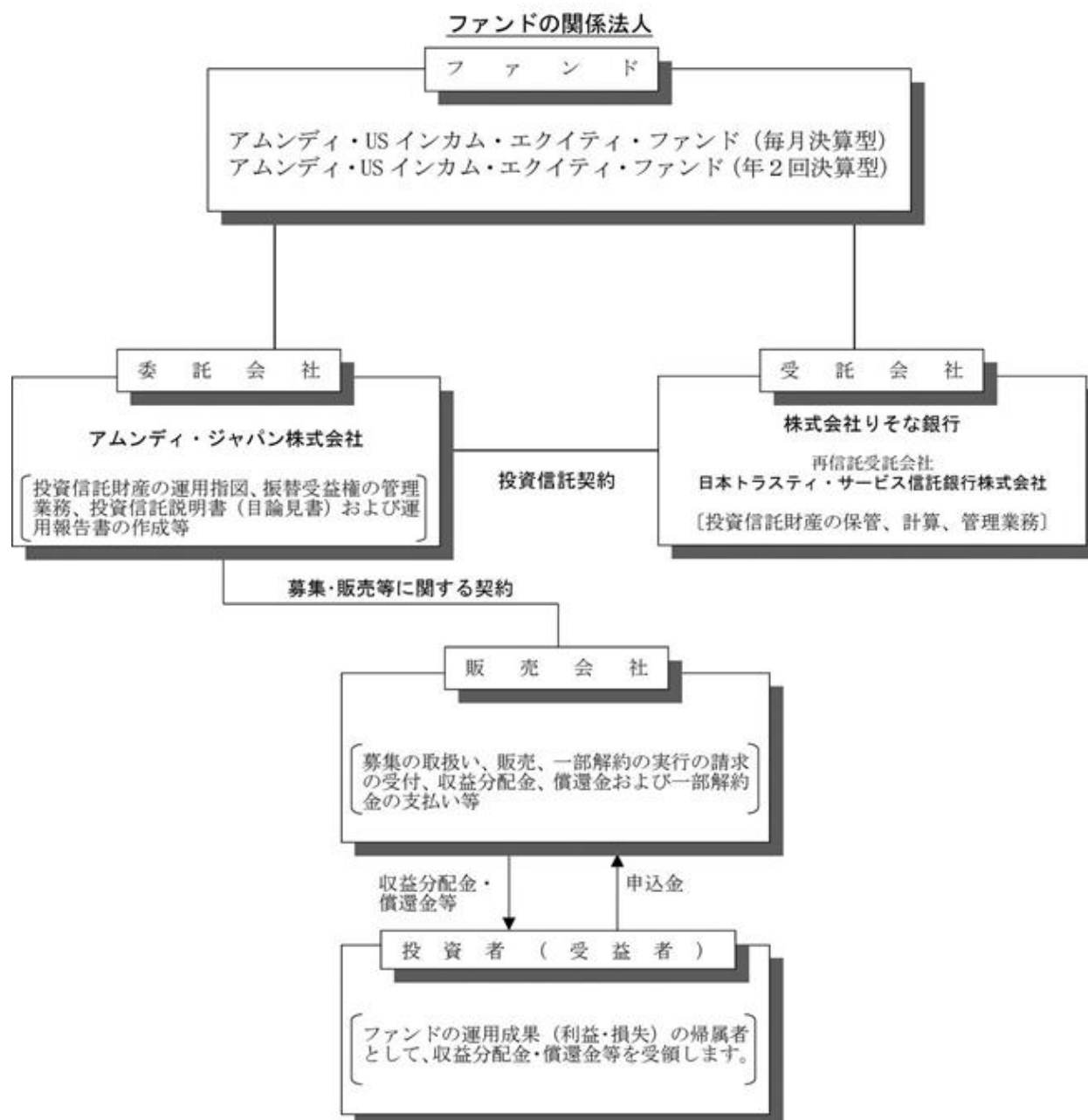
ファンドの仕組み

【イメージ図】



*「TCWファンズ-TCWマルチインカムUSエクイティ・ファンド」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約（投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 リソナアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の 状 況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 投資態度

- （イ）米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式*を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

*優先株式、不動産投資信託証券（優先リートを含む）、MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)、BDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)なども含みます。

- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託

「TCWファンズ-TCWマルチインカムUSエクイティ・ファンド（米ドル、XJシェアクラス）」

2. 国内籍投資信託

「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」

- （ハ）米国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

- （ニ）指定投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資対象ファンドの選定方針】

委託会社は、アムンディ内外で運用される米国の株式等を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの

- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

追加的記載事項

■ファンドが投資対象とする投資信託の概要

ファンド名	TCW ファンズ-TCW マルチインカム US エクイティ・ファンド(米ドル、XJ シェアクラス)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(円建)
ファンドの特色	米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資方針	1)投資対象 米国の株式を主要投資対象とします。 2)投資態度 ① 原則として、純資産総額の80%以上を米国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に投資する場合があります。 ※株式には、優先株式、新株引受権証券、新株予約権証券、転換条項付証券なども含みます。 ② 投資にあたっては、高配当が期待できる株式(不動産投資信託やBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)、MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)が発行する証券を含みます。)に着目します。 ③ 幅広い時価総額に投資するマルチキャップ戦略と、本源的価値に対して十分に割安な証券の取得を目指すバリュー投資の手法を用います。資産・収益・キャッシュフローの質と配当の継続性に評価の重点を置き、ボトムアップ・アプローチで銘柄選定を行います。 ④ 原則として、米ドル建の株式に投資します。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
運用プロセス	<pre> graph LR A[投資対象] --> B[投資アイデアの創造] B --> C[ファンダメンタル分析] C --> D[ポートフォリオの構築] </pre> 投資対象 米国のインカム・エクイティ ●好配当株式 ●インフラ関連好配当株式 ●リート ●優先株式／優先リート ●MLPおよびエネルギー関連好配当株式 ●BDC 投資アイデアの創造 投資カンファレンス参加 企業訪問 バリエーションスクリーニング ●配当利回り ●配当成長率 ●EPS成長率等 ファンダメンタル分析 本源的価値に対する割安度 ●財務諸表、流動性、キャッシュフロー分析 ●経営体制 ●現場での補完的分析 経営陣とのミーティング ポートフォリオの構築 ボトムアップによる厳選した銘柄選択 時価総額・事業リスク・テーマの分散等によるリスクコントロール
投資顧問会社	TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー

ファンド名	CA マネーボールファンド (適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

* 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

■TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー概要

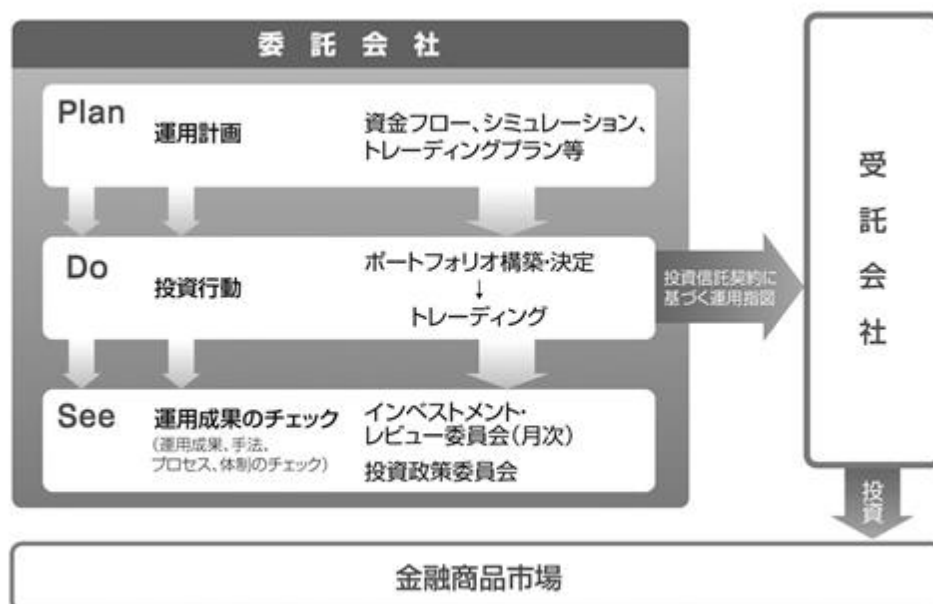
- ・1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。
- ・機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産運用サービスを提供しています。
- ・ファンド評価機関から最高評価を得ているファンドを多く運用しています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック・インベストメント・レビュー委員会（８名以上）、投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

（毎月決算型）

毎決算時（原則として毎月14日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（年２回決算型）

毎決算時（原則として毎年2月14日および8月14日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（毎月決算型）／（年２回決算型）共通

（a）分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配（毎月決算型）／（年2回決算型）共通

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払（毎月決算型）／（年2回決算型）共通

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとしします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとしします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(ハ) デリバティブの直接利用は行いません。

- (ニ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。
- (ホ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- (ト) 資金の借入れの制限
- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場されている株式等※（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

※優先株式、不動産投資信託証券（含む優先リート）、MLP、BDCなどを含みます。

① 価格変動リスク

有価証券の価格は発行企業の経営・財務状況、国内外の政治・経済・社会情勢等の変化により変動します。**実質的に組入れられた株式等の有価証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

ファンドが実質的に投資する各有価証券には以下のような固有のリスクがあります。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

1) 不動産投資信託証券の投資に伴う固有のリスク

不動産投資信託証券（リート）の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。当該リーートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。

2) 優先株式／優先リーートの投資に伴う固有のリスク

優先株式／優先リートは、発行企業の財務状況の変化により、利息、配当の支払いが繰り延べまたは停止されると見込まれる場合、価格が下落する可能性があります。繰上償還条項が付与されている証券では、予定された期日に繰上償還が実施されない、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合等にも価格が下落する可能性があります。また、同一発行体の普通株式や普通リーートの価格変動が優先株式や優先リーートの価格にも影響を及ぼす可能性があります。これらの要因により、優先株式／優先リーートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し損失を被り投資元本を割込むことがあります。

3) MLPへの投資に伴う固有のリスク

MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）は、投資事業から得られる利益などを収益源としており、当該事業の成長性や収益性等の影響を受けてMLPの価格は変動します。MLPの多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。また、MLP市場は株式市場に比べて相対的に流動性が低いことから、市場の混乱時等において、大量の資金移動があった場合には、相対的に価格の変動が大きくなる場合があります。これらの要因により、ファンドが実質的に投資しているMLPの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

4) BDCへの投資に伴う固有のリスク

BDC（ビジネス・ディベロップメント・カンパニー）は、主に中小企業等への投融資から得られる利益等を収益源としており、BDCの価格は、投資事業を取り巻く環境や金利変動等の影響を受けて変動します。これらの中小企業等はその事業活動や財務状況等により十分な資金調達ができない場合や、未公開企業が多いことから、BDCが信用リスクの高い投融資をすることとなり、結果としてその投資資金および債権を回収できないリスクがあります。これらの要因により、ファンドが実質的に投資しているBDCの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

②為替変動リスク

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、米ドル建資産に投資し、原則として円での為替ヘッジを行いませんので、円に対する米ドルの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③流動性リスク

短期間で大量の換金の申込があった場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり市場規模の縮小や混乱が生じた場合等には、組入有価証券の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があります。その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却が出来ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④信用リスク

- ・有価証券の発行企業や取引先等の経営・財務状況の悪化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には当該有価証券の価格の下落（ゼロになることもあります）が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。**この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤債券の価格変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

①MLPの税金に関する留意点

ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託において、MLPの配当金は、35%を上限として源泉徴収されます（なお、年に一度、税務申告を行います。これにより、源泉徴収された金額の一部が還付される場合があります。）。また、上記に加え、MLPにはその他の税が課される場合があります。これらの税金の支払いまたは還付により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

* 上記は、本書作成日現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。現地の税制が変更された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

②MLP、BDCの規制の変更に関する留意点

MLP、BDCに適用される法律または税制等が変更された場合、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

③投資ストラクチャーに関する留意点

ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託はルクセンブルク籍であるため、米国とルクセンブルク間の税務上の取り決めの内容およびその変更によって、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

④各ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

⑤換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

⑥分配金に関する留意点

- ・分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

- ・ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

⑦ 規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑧ その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行って

おり、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

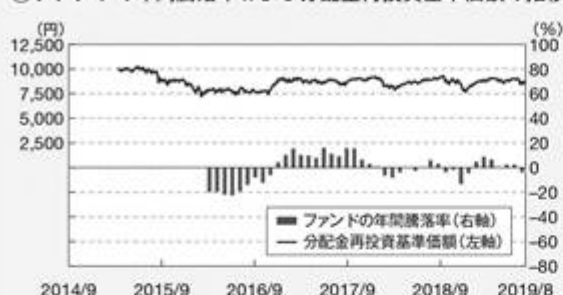
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

投資リスク

（参考情報）

（毎月決算型）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

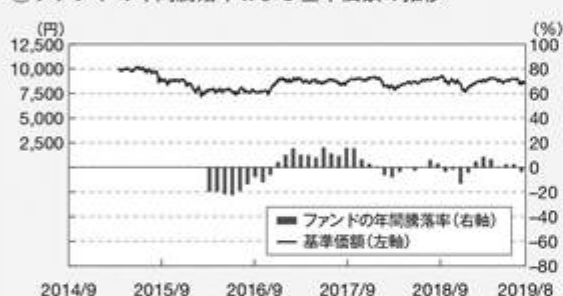


②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

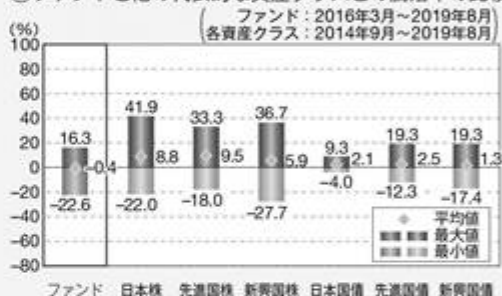


（年2回決算型）

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と、（毎月決算型）については分配金再投資基準価額の推移、（年2回決算型）については基準価額の推移をそれぞれ表示したものです。

*②の各グラフは、ファンドについては2016年3月から2019年8月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2014年9月から2019年8月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・レディバシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・レディバシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

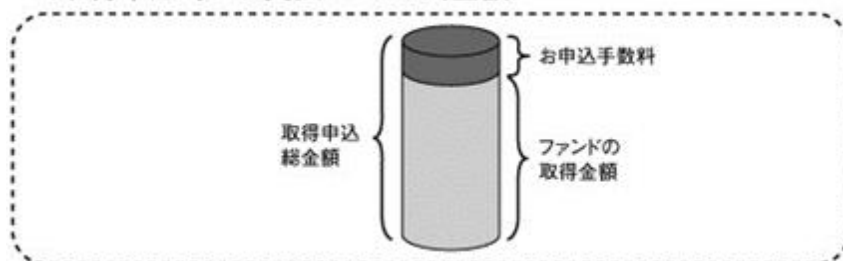
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.078%（税抜0.98%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次の通りとします。

〔信託報酬の配分〕

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.15%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

- ③ ファンドが投資する指定投資信託証券の信託報酬は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た額となります。

ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬
「TCWファンズ-TCWマルチインカム USエクイティ・ファンド （米ドル、XJシェアクラス）」	年率0.82%

「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	年率0.385%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35
---------------------------	---

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の負担の上限は、年率1.898%（税込）※となります。

※ ファンドの信託報酬年率1.078%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.82%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

す。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

- ⑤ その他、組入投資信託証券においては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。

◆その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

＊ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

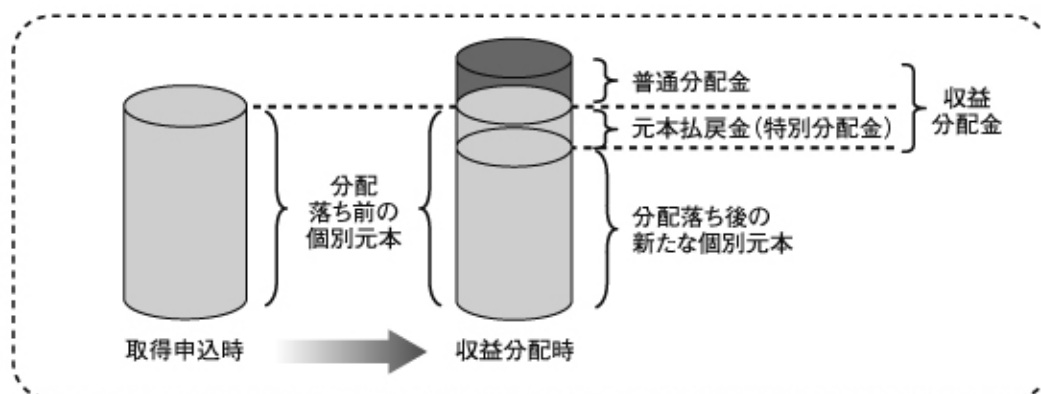
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2019年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	7,975,497	0.25
投資証券	ルクセンブルク	3,100,587,200	97.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	61,023,002	1.92
合計（純資産総額）		3,169,585,699	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,990,675	0.18
投資証券	ルクセンブルク	1,605,158,800	98.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	25,232,339	1.54
合計（純資産総額）		1,633,381,814	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	TCWファンズ-TCWマルチインカムUSエクイティ・ファンド（米ドル、XJシェアクラス）	440,800	6,993.00	3,082,514,400	7,034.00	3,100,587,200	97.82
2	日本	投資信託 受益証券	CAMAネーブルファンド(適格機関投資家専用)	7,935,818	1.0050	7,975,497	1.0050	7,975,497	0.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	TCWファンズ-TCWマルチインカムUSエクイティ・ファンド（米ドル、XJシェアクラス）	228,200	6,993.00	1,595,802,600	7,034.00	1,605,158,800	98.27
2	日本	投資信託 受益証券	CAMAネーブルファンド(適格機関投資家専用)	2,975,797	1.0050	2,990,675	1.0050	2,990,675	0.18

種類別投資比率

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.25
外国	投資証券	97.82
合計		98.07

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.18
外国	投資証券	98.27
合計		98.45

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末又は計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（2015年 8月14日）	11,992,779,884	12,024,009,704	0.9600	0.9625
第2特定期間末（2016年 2月15日）	7,753,657,220	7,780,772,686	0.7149	0.7174
第3特定期間末（2016年 8月15日）	7,159,419,228	7,183,788,716	0.7345	0.7370
第4特定期間末（2017年 2月14日）	7,081,531,687	7,102,565,898	0.8417	0.8442
第5特定期間末（2017年 8月14日）	5,917,446,002	5,936,416,340	0.7798	0.7823
第6特定期間末（2018年 2月14日）	4,396,662,175	4,411,344,667	0.7486	0.7511
第7特定期間末（2018年 8月14日）	4,140,537,410	4,153,755,341	0.7831	0.7856
第8特定期間末（2019年 2月14日）	3,629,167,493	3,641,245,169	0.7512	0.7537
第9特定期間末（2019年 8月14日）	3,147,484,084	3,158,129,199	0.7392	0.7417
2018年 8月末日	4,193,643,761	—	0.8030	—
9月末日	4,118,744,452	—	0.8119	—
10月末日	3,800,354,822	—	0.7618	—
11月末日	3,789,727,739	—	0.7692	—
12月末日	3,391,046,292	—	0.6939	—
2019年 1月末日	3,553,767,748	—	0.7334	—
2月末日	3,658,952,798	—	0.7588	—
3月末日	3,587,691,813	—	0.7619	—
4月末日	3,483,698,998	—	0.7796	—
5月末日	3,269,154,564	—	0.7444	—
6月末日	3,283,276,921	—	0.7539	—
7月末日	3,298,141,803	—	0.7718	—
8月末日	3,169,585,699	—	0.7431	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2015年 8月14日）	4,879,170,329	4,879,170,329	0.9671	0.9671
第2期計算期間末（2016年 2月15日）	3,200,679,231	3,200,679,231	0.7330	0.7330
第3期計算期間末（2016年 8月15日）	3,098,021,755	3,098,021,755	0.7680	0.7680
第4期計算期間末（2017年 2月14日）	3,202,361,270	3,202,361,270	0.8975	0.8975
第5期計算期間末（2017年 8月14日）	2,718,040,686	2,718,040,686	0.8469	0.8469
第6期計算期間末（2018年 2月14日）	2,235,491,053	2,235,491,053	0.8282	0.8282
第7期計算期間末（2018年 8月14日）	2,101,338,195	2,101,338,195	0.8837	0.8837
第8期計算期間末（2019年 2月14日）	1,805,336,031	1,805,336,031	0.8643	0.8643
第9期計算期間末（2019年 8月14日）	1,630,259,501	1,630,259,501	0.8677	0.8677
2018年 8月末日	2,136,396,067	—	0.9062	—
9月末日	2,111,634,332	—	0.9190	—
10月末日	1,936,549,491	—	0.8648	—
11月末日	1,910,064,666	—	0.8760	—
12月末日	1,712,304,058	—	0.7926	—
2019年 1月末日	1,808,469,743	—	0.8409	—
2月末日	1,810,875,858	—	0.8730	—
3月末日	1,797,750,711	—	0.8797	—
4月末日	1,786,794,272	—	0.9030	—
5月末日	1,689,704,163	—	0.8650	—
6月末日	1,703,814,319	—	0.8790	—
7月末日	1,697,991,077	—	0.9030	—
8月末日	1,633,381,814	—	0.8723	—

②【分配の推移】

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 2015年 3月20日 至 2015年 8月14日 0.0075
第2特定期間	自 2015年 8月15日 至 2016年 2月15日 0.0150
第3特定期間	自 2016年 2月16日 至 2016年 8月15日 0.0150
第4特定期間	自 2016年 8月16日 至 2017年 2月14日 0.0150
第5特定期間	自 2017年 2月15日 至 2017年 8月14日 0.0150

第6特定期間	自 2017年 8月15日 至 2018年 2月14日	0.0150
第7特定期間	自 2018年 2月15日 至 2018年 8月14日	0.0150
第8特定期間	自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	0.0150
第9特定期間	自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	0.0150

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2015年 3月20日 至 2015年 8月14日	0.0000
第2期計算期間	自 2015年 8月15日 至 2016年 2月15日	0.0000
第3期計算期間	自 2016年 2月16日 至 2016年 8月15日	0.0000
第4期計算期間	自 2016年 8月16日 至 2017年 2月14日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年 2月15日 至 2017年 8月14日	0.0000
第6期計算期間	自 2017年 8月15日 至 2018年 2月14日	0.0000
第7期計算期間	自 2018年 2月15日 至 2018年 8月14日	0.0000
第8期計算期間	自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	0.0000
第9期計算期間	自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	0.0000

③【収益率の推移】

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 2015年 3月20日 至 2015年 8月14日	△3.3
第2特定期間	自 2015年 8月15日 至 2016年 2月15日	△24.0
第3特定期間	自 2016年 2月16日 至 2016年 8月15日	4.8
第4特定期間	自 2016年 8月16日 至 2017年 2月14日	16.6
第5特定期間	自 2017年 2月15日 至 2017年 8月14日	△5.6
第6特定期間	自 2017年 8月15日 至 2018年 2月14日	△2.1
第7特定期間	自 2018年 2月15日 至 2018年 8月14日	6.6
第8特定期間	自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	△2.2
第9特定期間	自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	0.4

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

期間	収益率(%)
第1期計算期間 自 2015年 3月20日 至 2015年 8月14日	△3.3
第2期計算期間 自 2015年 8月15日 至 2016年 2月15日	△24.2
第3期計算期間 自 2016年 2月16日 至 2016年 8月15日	4.8
第4期計算期間 自 2016年 8月16日 至 2017年 2月14日	16.9
第5期計算期間 自 2017年 2月15日 至 2017年 8月14日	△5.6
第6期計算期間 自 2017年 8月15日 至 2018年 2月14日	△2.2
第7期計算期間 自 2018年 2月15日 至 2018年 8月14日	6.7
第8期計算期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	△2.2
第9期計算期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	0.4

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間 自 2015年 3月20日 至 2015年 8月14日	12,918,794,844	426,866,684	12,491,928,160
第2特定期間 自 2015年 8月15日 至 2016年 2月15日	147,528,037	1,793,269,550	10,846,186,647
第3特定期間 自 2016年 2月16日 至 2016年 8月15日	62,266,993	1,160,658,309	9,747,795,331
第4特定期間 自 2016年 8月16日 至 2017年 2月14日	79,083,850	1,413,194,757	8,413,684,424
第5特定期間 自 2017年 2月15日 至 2017年 8月14日	82,689,536	908,238,658	7,588,135,302
第6特定期間 自 2017年 8月15日 至 2018年 2月14日	56,175,130	1,771,313,585	5,872,996,847

第7特定期間	自 2018年 2月15日 至 2018年 8月14日	38,079,994	623,904,153	5,287,172,688
第8特定期間	自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	32,367,707	488,469,786	4,831,070,609
第9特定期間	自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	33,095,224	606,119,705	4,258,046,128

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2015年 3月20日 至 2015年 8月14日	5,318,642,342	273,379,891	5,045,262,451
第2期計算期間	自 2015年 8月15日 至 2016年 2月15日	15,841,111	694,380,867	4,366,722,695
第3期計算期間	自 2016年 2月16日 至 2016年 8月15日	4,707,758	337,770,652	4,033,659,801
第4期計算期間	自 2016年 8月16日 至 2017年 2月14日	5,921,836	471,617,629	3,567,964,008
第5期計算期間	自 2017年 2月15日 至 2017年 8月14日	4,576,849	363,224,799	3,209,316,058
第6期計算期間	自 2017年 8月15日 至 2018年 2月14日	3,335,901	513,537,835	2,699,114,124
第7期計算期間	自 2018年 2月15日 至 2018年 8月14日	4,366,874	325,553,049	2,377,927,949
第8期計算期間	自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	2,478,391	291,678,649	2,088,727,691
第9期計算期間	自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	706,232	210,580,895	1,878,853,028

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2019年8月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
 ※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
 ※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

分配の推移

(毎月決算型)

決算日	分配金(円)
49期 (2019年 4 月15日)	25
50期 (2019年 5 月14日)	25
51期 (2019年 6 月14日)	25
52期 (2019年 7 月16日)	25
53期 (2019年 8 月14日)	25
直近1年間累計	300
設定来累計	1,275

(年2回決算型)

決算日	分配金(円)
5期 (2017年 8 月14日)	0
6期 (2018年 2 月14日)	0
7期 (2018年 8 月14日)	0
8期 (2019年 2 月14日)	0
9期 (2019年 8 月14日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前です。
 ※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行っており、組入上位10銘柄、資産別比率はTCWファンズ-TCWマルティンカムUSエクイティ・ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

資産構成

	純資産比(%)	
	毎月決算型	年2回決算型
TCWファンズ-TCWマルティンカムUSエクイティ・ファンド	97.82	98.27
CAMネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.25	0.18

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	比率(%)
1 ネクステラ・エナジー	公益事業	3.17
2 マイクロソフト	情報技術	3.08
3 エア・プロダクツ・アンド・ケミカルズ	素材	2.86
4 アップル	情報技術	2.69
5 ザイレム	資本財・サービス	2.66
6 エイリス・キャピタル	金融	1.99
7 コノフィリップス	エネルギー	1.92
8 アボットラボラトリーズ	ヘルスケア	1.79
9 ウェルズ・ファargo	金融	1.75
10 JPMorgan Chase & Co.	金融	1.71

※比率は、TCWファンズ-TCWマルティンカムUSエクイティ・ファンドの純資産総額に対する割合です。資産別比率は、四捨五入の関係で合計が100.00%にならない場合があります。

資産別比率

資産	比率(%)
好配当株式	31.74
インフラ関連好配当株式	14.69
BDC	14.36
リート	12.75
MLPおよびエネルギー関連好配当株式	11.52
優先リート	5.28
優先株式	5.02
現金等	4.63

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。 ※各ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2015年は設定日(3月20日)から年末まで、2019年は年初から8月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いのコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

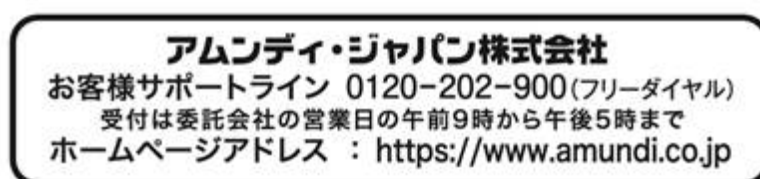
- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合の取得申込みの受付は行いません。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) なお、取得申込時には、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の請求の実行（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約の請求の受付を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約申込には制限を設ける場合があります。

- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

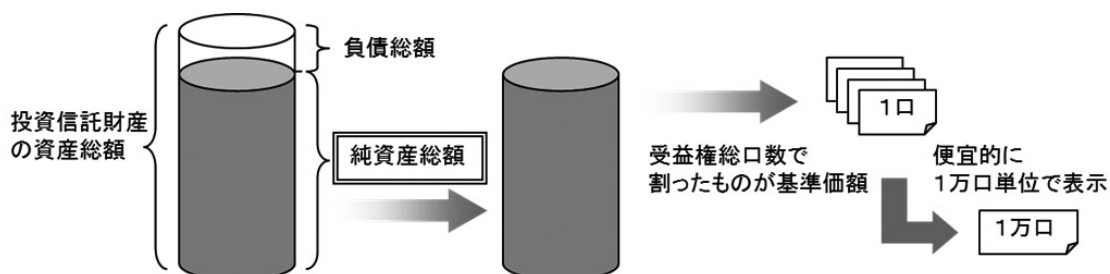
① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額

（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

投資信託契約締結日から2020年2月14日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた

後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

(毎月決算型)

- ① ファンドの計算期間は、原則として毎月15日から翌月14日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(年2回決算型)

- ① ファンドの計算期間は、原則として毎年2月15日から8月14日まで、および8月15日から翌年2月14日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

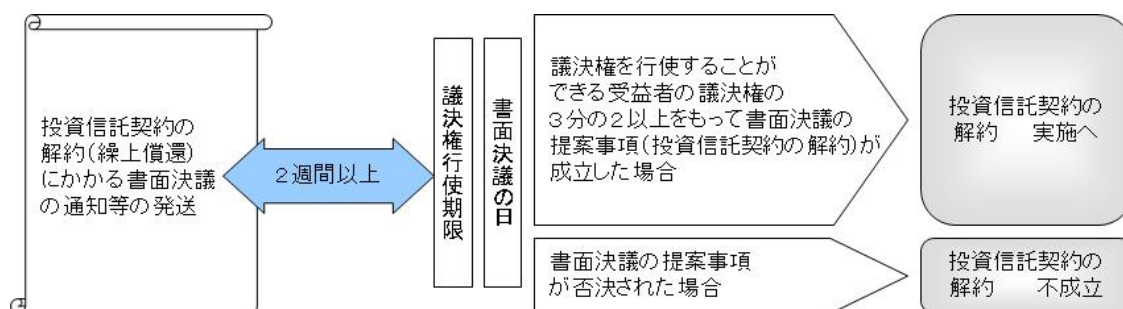
- A 各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

(ロ) 委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合

2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

<信託の終了の手続>



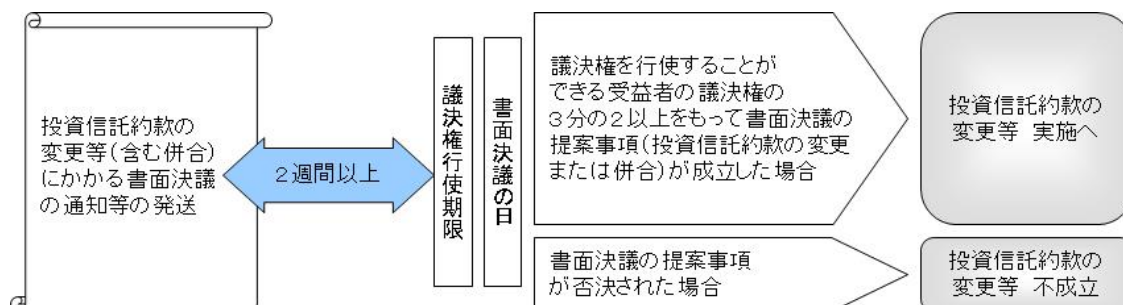
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」（ロ）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) （ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ハ）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (ニ) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ) から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(ヘ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞

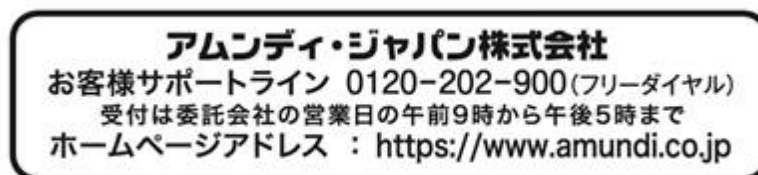


- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は毎年2月、8月の計算期間末ごとおよび償還時に、交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を2月、8月の計算期間末から3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。
*買収の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9特定期間(2019年2月15日から2019年8月14日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8特定期間末 (2019年 2月14日)	第9特定期間末 (2019年 8月14日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,251,278	72,486,882
投資信託受益証券	7,979,464	7,975,497
投資証券	3,576,430,000	3,082,514,400
流動資産合計	3,650,660,742	3,162,976,779
資産合計	3,650,660,742	3,162,976,779
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,077,676	10,645,115
未払解約金	5,592,962	1,438,202
未払受託者報酬	94,360	83,457
未払委託者報酬	2,988,032	2,642,786
未払利息	170	174
その他未払費用	740,049	682,961
流動負債合計	21,493,249	15,492,695
負債合計	21,493,249	15,492,695
純資産の部		
元本等		
元本	4,831,070,609	4,258,046,128
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,201,903,116	△1,110,562,044
（分配準備積立金）	206,341,458	208,332,340
元本等合計	3,629,167,493	3,147,484,084
純資産合計	3,629,167,493	3,147,484,084
負債純資産合計	3,650,660,742	3,162,976,779

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8特定期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	第9特定期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日
営業収益		
受取配当金	117,157,800	106,236,600
有価証券売買等損益	△176,366,994	△60,501,267
営業収益合計	△59,209,194	45,735,333
営業費用		
支払利息	18,895	27,116
受託者報酬	620,909	552,640
委託者報酬	19,662,104	17,500,064
その他費用	754,791	688,921
営業費用合計	21,056,699	18,768,741
営業利益又は営業損失（△）	△80,265,893	26,966,592
経常利益又は経常損失（△）	△80,265,893	26,966,592
当期純利益又は当期純損失（△）	△80,265,893	26,966,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,645,038	2,798,173
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,146,635,278	△1,201,903,116
剰余金増加額又は欠損金減少額	109,797,045	141,844,869
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	109,797,045	141,844,869
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,771,151	7,849,916
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,771,151	7,849,916
分配金	74,382,801	66,822,300
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,201,903,116	△1,110,562,044

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第8特定期間末 (2019年 2月14日)	第9特定期間末 (2019年 8月14日)
1. 期首元本額	5,287,172,688円	4,831,070,609円
期中追加設定元本額	32,367,707円	33,095,224円
期中一部解約元本額	488,469,786円	606,119,705円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,831,070,609口	4,258,046,128口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,201,903,116円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,110,562,044円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8特定期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	第9特定期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日
分配金の計算過程 (2018年8月15日から2018年9月14日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額222,032,658円（1万口当たり428円）のうち12,939,201円（1万口当たり25円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 19,500,447円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 10,917,646円 D 分配準備積立金額 191,614,565円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 222,032,658円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 5,175,680,703口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 428円 H 1万口当たり分配金額 25円 I 分配金額 (F×H/10,000) 12,939,201円	分配金の計算過程 (2019年2月15日から2019年3月14日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額233,057,309円（1万口当たり488円）のうち11,934,023円（1万口当たり25円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 18,057,401円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 11,333,977円 D 分配準備積立金額 203,665,931円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 233,057,309円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 4,773,609,306口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 488円 H 1万口当たり分配金額 25円 I 分配金額 (F×H/10,000) 11,934,023円

（2018年9月15日から2018年10月15日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額218,084,037円（1万口当たり435円）のうち12,518,318円（1万口当たり25円）を分配金額としております。		（2019年3月15日から2019年4月15日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額228,674,648円（1万口当たり501円）のうち11,405,190円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 15,791,594円	A	費用控除後の配当等収益額 17,345,255円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 10,747,880円	C	収益調整金額 11,107,482円
D	分配準備積立金額 191,544,563円	D	分配準備積立金額 200,221,911円
E	当ファンドの分配対象収益額 218,084,037円	E	当ファンドの分配対象収益額 228,674,648円
（A+B+C+D）		（A+B+C+D）	
F	当ファンドの期末残存受益権口数 5,007,327,490口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 4,562,076,180口
G	1万口当たり分配対象収益額 435円 （E／F×10,000）	G	1万口当たり分配対象収益額 501円 （E／F×10,000）
H	1万口当たり分配金額 25円	H	1万口当たり分配金額 25円
I	分配金額（F×H／10,000） 12,518,318円	I	分配金額（F×H／10,000） 11,405,190円
（2018年10月16日から2018年11月14日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額221,295,598円（1万口当たり446円）のうち12,378,185円（1万口当たり25円）を分配金額としております。		（2019年4月16日から2019年5月14日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額225,217,215円（1万口当たり508円）のうち11,071,958円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 18,030,926円	A	費用控除後の配当等収益額 14,295,502円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 10,824,026円	C	収益調整金額 11,027,855円
D	分配準備積立金額 192,440,646円	D	分配準備積立金額 199,893,858円
E	当ファンドの分配対象収益額 221,295,598円	E	当ファンドの分配対象収益額 225,217,215円
（A+B+C+D）		（A+B+C+D）	
F	当ファンドの期末残存受益権口数 4,951,274,284口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 4,428,783,267口
G	1万口当たり分配対象収益額 446円 （E／F×10,000）	G	1万口当たり分配対象収益額 508円 （E／F×10,000）
H	1万口当たり分配金額 25円	H	1万口当たり分配金額 25円
I	分配金額（F×H／10,000） 12,378,185円	I	分配金額（F×H／10,000） 11,071,958円
（2018年11月15日から2018年12月14日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額222,921,526円（1万口当たり454円）のうち12,270,700円（1万口当たり25円）を分配金額としております。		（2019年5月15日から2019年6月14日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額227,837,517円（1万口当たり520円）のうち10,940,783円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 15,817,922円	A	費用控除後の配当等収益額 16,229,078円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 10,934,833円	C	収益調整金額 11,129,436円
D	分配準備積立金額 196,168,771円	D	分配準備積立金額 200,479,003円
E	当ファンドの分配対象収益額 222,921,526円	E	当ファンドの分配対象収益額 227,837,517円
（A+B+C+D）		（A+B+C+D）	
F	当ファンドの期末残存受益権口数 4,908,280,239口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 4,376,313,362口
G	1万口当たり分配対象収益額 454円 （E／F×10,000）	G	1万口当たり分配対象収益額 520円 （E／F×10,000）
H	1万口当たり分配金額 25円	H	1万口当たり分配金額 25円
I	分配金額（F×H／10,000） 12,270,700円	I	分配金額（F×H／10,000） 10,940,783円
（2018年12月15日から2019年1月15日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額225,262,794円（1万口当たり461円）のうち12,198,721円（1万口当たり25円）を分配金額としております。		（2019年6月15日から2019年7月16日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額230,803,103円（1万口当たり533円）のうち10,825,231円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 15,847,236円	A	費用控除後の配当等収益額 16,196,897円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円

C	収益調整金額	11,108,003円	C	収益調整金額	11,252,262円
D	分配準備積立金額	198,307,555円	D	分配準備積立金額	203,353,944円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	225,262,794円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	230,803,103円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	4,879,488,595口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	4,330,092,690口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	461円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	533円
H	1万口当たり分配金額	25円	H	1万口当たり分配金額	25円
I	分配金額 (F×H/10,000)	12,198,721円	I	分配金額 (F×H/10,000)	10,825,231円
(2019年1月16日から2019年2月14日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額229,665,429円 (1万口当たり475円)のうち12,077,676円(1万口当たり25円)を分配金額としております。			(2019年7月17日から2019年8月14日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額230,308,182円 (1万口当たり540円)のうち10,645,115円(1万口当たり25円)を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	18,714,824円	A	費用控除後の配当等収益額	13,990,106円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	11,246,295円	C	収益調整金額	11,330,727円
D	分配準備積立金額	199,704,310円	D	分配準備積立金額	204,987,349円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	229,665,429円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	230,308,182円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	4,831,070,609口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	4,258,046,128口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	475円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	540円
H	1万口当たり分配金額	25円	H	1万口当たり分配金額	25円
I	分配金額 (F×H/10,000)	12,077,676円	I	分配金額 (F×H/10,000)	10,645,115円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第8特定期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	第9特定期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8特定期間末 (2019年 2月14日)	第9特定期間末 (2019年 8月14日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8特定期間末 (2019年 2月14日)	第9特定期間末 (2019年 8月14日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	0	△793
投資証券	236,094,400	△127,832,000
合計	236,094,400	△127,832,793

（デリバティブ取引等に関する注記）

第8特定期間末（2019年 2月14日）

該当事項はありません。

第9特定期間末（2019年 8月14日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8特定期間（自 2018年8月15日 至 2019年2月14日）

該当事項はありません。

第9特定期間（自 2019年2月15日 至 2019年8月14日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第8特定期間末 (2019年 2月14日)	第9特定期間末 (2019年 8月14日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7512円 (7,512円)	0.7392円 (7,392円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	7,935,818	7,975,497	
	小計		7,935,818	7,975,497	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.3%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				7,975,497
投資証券	日本円	TCW ファンズ-TCWマルチインカムUSエクイ ティ・ファンド（米ドル、XJシェアクラス）	440,800	3,082,514,400	
	小計		440,800	3,082,514,400	
		銘柄数 組入時価比率	1 97.9%	100.0%	
	投資証券 合計				3,082,514,400
合計				3,090,489,897	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2019年2月15日から2019年8月14日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (2019年 2月14日)	第9期計算期間末 (2019年 8月14日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,876,762	41,248,123
投資信託受益証券	2,992,163	2,990,675
投資証券	1,780,350,000	1,595,802,600
流動資産合計	1,816,218,925	1,640,041,398
資産合計	1,816,218,925	1,640,041,398
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	314,925	281,509
未払委託者報酬	9,972,481	8,914,167
未払利息	84	99
その他未払費用	595,404	586,122
流動負債合計	10,882,894	9,781,897
負債合計	10,882,894	9,781,897
純資産の部		
元本等		
元本	2,088,727,691	1,878,853,028
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△283,391,660	△248,593,527
（分配準備積立金）	339,830,997	347,883,620
元本等合計	1,805,336,031	1,630,259,501
純資産合計	1,805,336,031	1,630,259,501
負債純資産合計	1,816,218,925	1,640,041,398

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期計算期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	第9期計算期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日
営業収益		
受取配当金	59,732,200	54,321,000
有価証券売買等損益	△89,851,598	△32,910,388
営業収益合計	△30,119,398	21,410,612
営業費用		
支払利息	9,825	13,678
受託者報酬	314,925	281,509
委託者報酬	9,972,481	8,914,167
その他費用	602,925	589,085
営業費用合計	10,900,156	9,798,439
営業利益又は営業損失（△）	△41,019,554	11,612,173
経常利益又は経常損失（△）	△41,019,554	11,612,173
当期純利益又は当期純損失（△）	△41,019,554	11,612,173
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△689,885	5,296,286
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△276,589,754	△283,391,660
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,930,210	28,570,480
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,930,210	28,570,480
剰余金減少額又は欠損金増加額	402,447	88,234
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	402,447	88,234
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△283,391,660	△248,593,527

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間末 (2019年 2月14日)	第9期計算期間末 (2019年 8月14日)
1. 期首元本額	2,377,927,949円	2,088,727,691円
期中追加設定元本額	2,478,391円	706,232円
期中一部解約元本額	291,678,649円	210,580,895円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,088,727,691口	1,878,853,028口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は283,391,660円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は248,593,527円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日		第9期計算期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は342,548,639円（1万口当たり1,639円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は350,447,126円（1万口当たり1,865円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 45,650,743円	A	費用控除後の配当等収益額 42,308,675円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 2,717,642円	C	収益調整金額 2,563,506円
D	分配準備積立金額 294,180,254円	D	分配準備積立金額 305,574,945円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 342,548,639円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 350,447,126円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 2,088,727,691口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 1,878,853,028口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,639円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,865円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H/10,000) 0円	I	分配金額 (F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期計算期間 自 2018年 8月15日 至 2019年 2月14日	第9期計算期間 自 2019年 2月15日 至 2019年 8月14日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間末 (2019年 2月14日)	第9期計算期間末 (2019年 8月14日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8期計算期間末 (2019年 2月14日)	第9期計算期間末 (2019年 8月14日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△298	△1,488
投資証券	△87,897,000	△35,827,400
合計	△87,897,298	△35,828,888

（デリバティブ取引等に関する注記）

第8期計算期間末（2019年 2月14日）

該当事項はありません。

第9期計算期間末（2019年 8月14日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間（自 2018年8月15日 至 2019年2月14日）

該当事項はありません。

第9期計算期間（自 2019年2月15日 至 2019年8月14日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第8期計算期間末 (2019年 2月14日)	第9期計算期間末 (2019年 8月14日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8643円 (8,643円)	0.8677円 (8,677円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	2,975,797	2,990,675	

	小計		2,975,797 1 0.2%	2,990,675 100.0%	
	投資信託受益証券 合計			2,990,675	
投資証券	日本円	TCWファンズ-TCWマルチインカムUSエクイ ティ・ファンド（米ドル、XJシェアクラ ス）	228,200	1,595,802,600	
			228,200 1 97.9%	1,595,802,600 100.0%	
	小計		銘柄数 組入時価比率		
	投資証券 合計			1,595,802,600	
合計				1,598,793,275	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）」

2019年8月末日現在

I 資産総額	3,171,170,326円
II 負債総額	1,584,627円
III 純資産総額（I－II）	3,169,585,699円
IV 発行済口数	4,265,534,881口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7431円
（1万口当たり純資産額）	（7,431円）

「アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）」

2019年8月末日現在

I 資産総額	1,635,001,856円
II 負債総額	1,620,042円
III 純資産総額（I－II）	1,633,381,814円
IV 発行済口数	1,872,464,263口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8723円
（1万口当たり純資産額）	（8,723円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情がある場合と判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1)資本金の額**

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

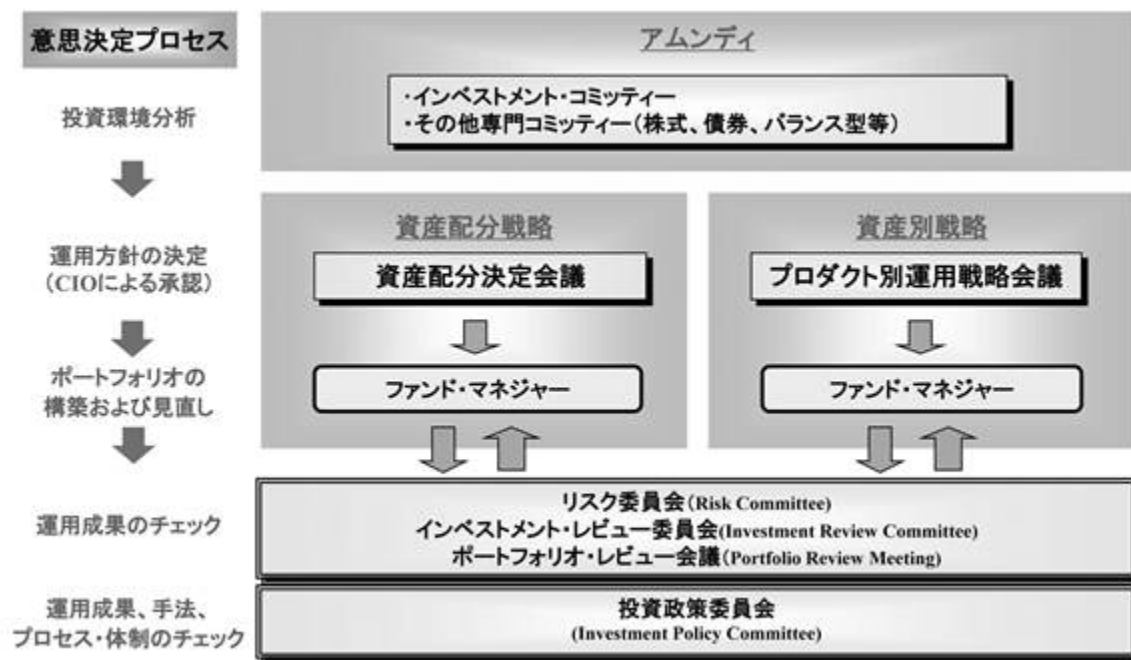
(2)委託会社の概況**①委託会社の意思決定機構**

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。

その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2019年8月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	10	49,891
追加型株式投資信託	167	1,870,157
合 計	177	1,920,048

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		第 37 期	第 38 期
		(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		9,010,675	10,638,816
前払費用		67,557	60,736
未収入金		12,500	65,940
未収委託者報酬		2,801,064	3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1 834,156
未収投資助言報酬		4,663	4,292
未収収益	*1	377,628	*1 849,057
繰延税金資産		314,900	326,171
立替金		96,577	79,351
その他		69	874
流動資産合計		14,190,834	16,221,555
固定資産			
有形固定資産			
建物(純額)	*2	93,483	*2 83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2 81,044
有形固定資産合計		196,658	164,167
無形固定資産			
ソフトウェア		38,852	33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806	-
商標権		845	835
無形固定資産合計		44,503	34,359
投資その他の資産			
金銭の信託		309,607	303,324
投資有価証券		126,784	119,938
関係会社株式		84,560	84,560
長期未収入金		1,000	-
長期差入保証金		218,142	207,299
ゴルフ会員権		60	60
前払年金費用		8,553	-
貸倒引当金		△1,000	-
投資その他の資産合計		747,707	715,182
固定資産合計		988,868	913,708
資産合計		15,179,702	17,135,263

		(単位：千円)	
		第 37 期	第 38 期
		(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)
負債の部			
流動負債			
リース債務		991	-
預り金		1,259,125	95,842
未払償還金		686	686
未払手数料		1,363,261	1,699,255
関係会社未払金		243,647	397,289
その他未払金	*1	152,555	*1 586,484
未払費用		412,172	311,469
未払法人税等		163,910	168,056
未払消費税等		103,501	88,126
賞与引当金		672,011	656,427
役員賞与引当金		116,143	152,398
流動負債合計		4,488,002	4,156,033
固定負債			
繰延税金負債		11,885	5,479

退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,488	△3,796
評価・換算差額等合計	5,488	△3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

（２）【損益計算書】

	(単位：千円)	
	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615

退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036
法人税等調整額	△179,042	△13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			△ 5,954,687	△ 5,954,687	△ 5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			△ 4,369,330	△ 4,369,330	△ 4,369,330

当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
-------	---------	-----------	-----------	-----------	------------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			△5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	△4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△9,284	△9,284	△9,284
当期変動額合計	△9,284	△9,284	2,177,486
当期末残高	△3,796	△3,796	12,704,665

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（3）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	300,000千円
(ロ)	1株当たり配当額	125.00円
(ハ)	基準日	平成29年 3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	5,654,687千円
(ロ)	1株当たり配当額	2,356.12円
(ハ)	基準日	平成29年 3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	—
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	—
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	—
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	126,784	126,784	—
資産計	13,753,331	13,753,331	—
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	—
負債計	1,363,261	1,363,261	—

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	—
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	—
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	—
(4) 未収収益	849,057	849,057	—
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	—
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	119,938	119,938	—
資産計	16,107,455	16,107,455	—
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	—
負債計	1,699,255	1,699,255	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	△ 64
	小計	10,324	10,260	△ 64
合計		428,481	436,391	7,909

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	△7,226
	小計	422,541	415,315	△7,226
合計		428,735	423,263	△5,472

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

第37期

第38期

	(自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	(自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767
退職給付費用	65,050	179,620
退職給付の支払額	-	△11,320
制度への拠出額	△ 82,680	△115,316
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	△ 8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	△ 8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	△ 38,464 千円	△ 44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円

繰延税金負債

繰延資産償却額	△ 794 千円	△ 1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	△ 4,659 千円	△ 3,642 千円
その他有価証券評価差額金	△ 2,422 千円	- 千円
その他	△ 4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	△ 11,885 千円	△ 5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用
して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附随業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	423,995	未収収益	152,512
-----	------------------	---------	---------------------	-------	-------------	----	------------------	----------------------------	---------	------	---------

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）。

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益（千円）	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位:千円)
		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

		(単位:千円)
		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		143,569
未払償還金		686
未払手数料		1,609,604
関係会社未払金		106,521
その他未払金		218,008
未払費用		378,616
未払法人税等		76,325
未払消費税等		45,901
賞与引当金		341,901
役員賞与引当金		117,063
流動負債合計		3,038,195
固定負債		
退職給付引当金		54,322
賞与引当金		43,096
役員賞与引当金		108,225
資産除去債務		62,127

固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△1,730
評価・換算差額等合計	△1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自平成31年 1月 1日 至令和元年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	6,291,082
運用受託報酬	804,703
投資助言報酬	1,818
その他営業収益	802,134
営業収益合計	7,899,737
営業費用	4,583,258
一般管理費	*1 2,621,400
営業利益	695,078
営業外収益	*2 63,488
営業外費用	*3 45,702
経常利益	712,864
税引前中間純利益	712,864
法人税、住民税及び事業税	142,955
法人税等調整額	101,282
法人税等合計	244,237
中間純利益	468,628

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				

当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
---------	-----------	-----------	-----------	-----------

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当中間期変動額					
中間純利益			468,628	468,628	468,628
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当中間期変動額			
中間純利益			468,628
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694
当中間期末残高	△1,730	△1,730	13,175,359

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1） 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2） その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

（2） 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	324,768千円
無形固定資産	86,035千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	19,730千円
無形固定資産	8,115千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

賞与引当金戻入額	57,456千円
----------	----------

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損

45,452千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2) 未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	-
(3) 未収運用受託報酬	464,284	464,284	-
(4) 未収収益	784,620	784,620	-
(5) 金銭の信託	301,460	301,460	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	110,546	110,546	-
資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1) 未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
負債計	1,609,604	1,609,604	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
	小計	105,152	109,253	4,101

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	309,348	302,753	△6,595
	小計	309,348	302,753	△6,595
合計		414,500	412,006	△2,494

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,573千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	553千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	62,127千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1株当たり純資産額 5,489円73銭

1株当たり中間純利益 195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 468,628千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 468,628千円

期中平均株式数 2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社関西西みらい銀行	38,971百万円*	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

*2019年4月1日現在

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 51,000百万円（2019年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2019年5月22日 臨時報告書
2019年5月14日 有価証券報告書／有価証券届出書
2019年2月22日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴 田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月18日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）の2019年2月15日から2019年8月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（毎月決算型）の2019年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月18日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）の2019年2月15日から2019年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・USインカム・エクイティ・ファンド（年2回決算型）の2019年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。